

横浜在住外国人の市民生活

加藤勝彦

一——七九カ国、二万人

横浜の国際性を考えるとき、横浜に住んでいる外国人との関係を抜かすことができないことはいまでもない。しかし私たちは、彼ら外国人がどのような生活をし、日頃何を考えているのか、どれほど知っているのだろうか。

①—国籍及び人数

私はまず、横浜に住む外国人の国籍と人数を調べてみた。すると本年一月末現在で、各区役所の戸籍課登録係に外国人登録をしている人の数は、七九カ国、二〇、四三九人であった。この人数は、十大都市中六位になる。一位は大阪市の一

一万五、〇五七人、二位東京都九万三、四〇二人、三位京都市三万八、二四一人、四位神戸市三万七、六〇二人、五位名古屋二万九、六六四人、ついで横浜市がくる。これを対人口比で見ると、横浜は〇・八％で八位に落ちる。ちなみに、一位大阪四・二％、二位神戸二・八％、三位京都二・六％、四位名古屋一・四％、五位北九州・東京一・一％、七位川崎一・〇％となっている（昭和五十二年大都市比較統計年表）。

それでは横浜に住む外国人を国別にみてみよう。ここでは韓国・朝鮮人が圧倒的に多く、一万二、五七一人で、外国人に占める割合は六一・五％、次いで中国人が四、四四一人で二一・七％、米国人

一、一七三人五・七％（ただし在日米軍人及びその家族は除く）など、市内には七九カ国の人が住んでいる。これも十大都市と比較してみると、外国人に占める

韓国・朝鮮人の割合は横浜が最も低く、大阪、北九州、名古屋、京都、川崎ではいずれも九〇％を超している。これに比べ中国人の割合は横浜が最も多く、二二・二％を占めているのが特徴といえる。

区別では、中区が人数六、五二九人、関係国数四九カ国と最も多く、国別人数において中国人が最も多い唯一の区となっている。人口との対比でも五・三％と市平均〇・七％を大きく上回っている。人数では鶴見区、南区が二千人以上、人口との対比では鶴見区、西区、南区が一

- 一——七九カ国、二万人
- 二——二万人の市民生活
- 三——外国人にとって住みよい街
- 四——横浜に住む外国人に聞く

％を超し、関係国数では中区について緑区が四四カ国となっている（表―1）。

②—出入国管理令及び外国人登録法

さて、外国人が日本に住むには二つの法律の適用を受けなければなりません。その一つに「出入国管理令」がある。出入国管理令第四条は、一六項目にわたるこまかい在留資格を定めており、永住を除き最高限度を三年としている。これ以外の条項には、入国、出国、強制退去などが書かれてあり、法務省の入国管理事務所が所管している。この入国管理事務所へは、在留資格の更新、子ども の出生、出国再入国手続などの場合出向いて行かなければならない。横浜には中区の

表一 外国人登録国籍別区別人員（昭和55年1月現在）

区別	(1) 常住人口	(2) 外国人 登録数	国別内訳										対比 (%)	関係国数 (無国籍 除)
			韓 朝 鮮	中 国	米 国	英 国	フィ リ ピ ン	西 ド イ ッ	オ ラ ン ダ	其 他	無 国 籍			
横浜市	2,770,994	20,439	12,571	4,441	1,173	396	182	168	81	1,427	351	0.7%	79	
鶴見区	233,100	2,479	2,140	224	42	7	2	—	1	63	30	1.1	22	
神奈川区	211,187	1,648	1,305	197	75	13	5	10	—	43	9	0.8	18	
西区	81,044	881	664	150	34	3	4	—	—	26	8	1.1	16	
中区	123,446	6,529	1,779	2,913	563	288	110	145	73	718	209	5.3	49	
南区	194,063	2,026	1,636	202	64	20	9	—	4	91	31	1.0	29	
港南区	184,789	626	460	67	36	4	4	1	—	54	11	0.3	27	
保土ヶ谷区	180,322	892	753	44	38	2	3	1	1	50	9	0.5	26	
旭区	207,647	433	318	31	41	7	2	—	—	34	—	0.2	19	
磯子区	156,560	1,049	687	166	56	15	11	—	—	111	21	0.7	28	
金沢区	148,757	658	518	56	38	12	10	2	—	22	3	0.4	16	
港北区	265,474	1,316	970	175	79	11	9	4	1	67	8	0.5	32	
緑区	283,292	658	409	68	42	6	4	1	—	128	2	0.2	44	
戸塚区	400,002	1,007	768	107	60	8	7	4	1	52	5	0.3	27	
瀬谷区	101,311	237	164	41	5	—	2	—	—	25	5	0.2	12	

(注) 米国には在日米軍人及び家族は含まない。

○「その他」の国別内訳（ ）内は人数。10人未満は省略

インド(74), ブラジル(66), カナダ(55), ポルトガル(53), タイ(49), スイス, ベトナム, インドネシア(48), マレーシア(45), フランス(44), デンマーク(41), オーストラリア(36), ギリシャ(32), イタリア(31), シンガポール(29), ノルウェー(28), スペイン(25), スウェーデン, メキシコ(24), パキスタン(23), ベルギー(21), トルコ(20), アルゼンチン(17), バングラデシュ(15), オーストラリア(12), ビルマ(11), アイルランド, イラン(10), スリランカ, ソビエト連邦, エジプト, フィンランド, ベネゼラ, ルーマニア, チリ, ハンガリー, イラク, カンボジア, キプロス, チェコスロバキア, イスラエル, ラオス, ニュージーランド, ペルー, ユーゴスラビア, シリア, チュニジア, トリニダードトバゴ, トンガ, ウガンダ, ザイール, モーリシャス, モロッコ, ネパール, パナマ, パラグアイ, セネガル, アフガニスタン, キューバ, アルジェリア, ボリビア, ブルガリア, カメルーン, コロンビア, ドミニカ, エクアドル, エルサルバドル, アイスランド, ケニア, レバノン, ポーランド, 南アフリカ共和国

表二 中区在住外国人の職業及び在日年数

(単位 %)

国別	調査 対象	職業内訳										在日年数							永住者
		飲食業	事務員	販売 一 品	技術者	教 員	宗教家	貿易商	管理的 業	工員	その他	無 主 婦	職 生	1年 未 満	1年 5 年 未 満	5年 10 年 未 満	10年 20 年 未 満	20年 30 年 未 満	
全体	487	11.7	11.1	4.1	3.3	3.3	2.5	2.5	2.3	5.5	53.7	8.8	11.3	6.6	11.5	20.5	40.8	37.0	
中国	233	17.1	11.6	5.6	0.4	3.0	1.7	2.1	0.9	3.0	54.6	6.0	11.6	5.2	10.3	20.2	46.7	44.2	
韓国・朝鮮	132	7.6	11.4	3.8	0.8	0.8	—	3.8	6.8	5.3	59.7	0.8	3.0	2.3	13.6	26.5	53.8	47.0	
米国	33	—	9.1	3.0	6.1	6.1	3.0	—	—	6.1	66.6	36.4	12.1	27.3	12.1	3.0	9.1	—	
英国	19	—	5.3	—	42.0	5.3	5.3	—	—	—	42.1	15.8	26.3	21.1	15.8	10.5	10.5	10.5	
西ドイツ	11	—	9.1	—	—	—	36.3	9.1	—	—	36.4	—	18.2	—	9.1	45.4	27.3	27.3	
欧米	22	—	18.2	4.5	9.1	—	9.1	4.5	—	9.1	30.4	13.6	36.4	9.1	9.1	13.6	18.2	13.6	
アジア	10	—	20.0	—	—	—	—	—	—	50.0	30.0	60.0	20.0	10.0	10.0	—	—	—	
その他	18	27.8	5.6	—	11.1	5.6	—	—	—	11.1	38.8	16.7	11.1	5.6	11.1	22.2	33.3	27.8	
無国籍	9	22.2	—	—	—	—	—	—	—	22.2	55.6	22.2	11.1	—	11.1	33.4	22.2	22.2	

(注) 本表は、中区役所の外国人登録原票をもとに、14歳未満を除いて10%抽出調査を行い作成したもの。

山下町に出入管理事務所が、海岸通りに横浜港出張所があるほか、中区本牧大里町に、全国で長崎県大村市と横浜の二カ所にしかない入国者収容所がある。

また昭和二十七年の講和条約締結以前に戦前から引き続き日本に居住してきた人の在留については、「法律一六六号」や「外務省令一四号」などで、在留権などが明記してある。韓国人にはこれ以外に、昭和四十年に結ばれた「日韓条約」に基づいた「法的地位協定」「出入国管理特別法」による「協定永住」があり、実に複雑で不安定な在留状態にある。

出入国管理令とならぶもう一つの法律に「外国人登録法」がある。この外国人登録法により、日本に六〇日以上在留する外国人は、居住地の市町村長へ登録申請しなければならない。登録申請には、一四歳以上の場合、顔写真と指紋が必要とされ、三年ごとの切替が行われている。登録をすませると、顔写真付きの「外国人登録証」が交付され、常時携帯をしなければならないが、警察官などへの呈示義務もある。本市では各区戸籍課登録係が担当している。

二 二万人の市民生活

④ 職業・在日年数

それでは、横浜に住んでいる外国人はどんな仕事をし、何年ぐらい日本に生活しているのだろうか。これについては本市の資料がないため、中区の外国人登録原票（個人別カード）から抽出調査を試みた。この結果、全体では主婦・学生を含めた無職が半数以上に及び、職業別では、飲食業が一一・七％と最も多かった。飲食業は、中華街関係者が多い中国人が一七・一％と多い反面、欧米系の人にはみられなかった。英国人には技術者が四二％、西ドイツ人には貿易商が三六・三％と多かった。

在日年数では、中国人、韓国・朝鮮人の約半数が三〇年以上、永住者も四〇％を超しているのに対し、米国人は五年未満が約半数、英国人で四〇％強、欧米系で半数と在日年数が比較的短かいことがあげられる（表一と）。

② 教育

外国人にとって、子弟の教育は大きな問題である。この教育は、大きく分けて二通りあり、一つは外国人学校での教育もう一つは日本の学校での教育である。

② 外国人学校

本市には外国人学校が、〈欧米〉四校、〈朝鮮〉三校、〈中国〉二校の九校あり、約二千人の児童・生徒が勉学にいそんでいる。外国人学校は、学校教育法によ

る各種学校に属し、県の認可事項になっている。このうち〈欧米〉の学校は、中区にサンモール・インターナショナル・スクール、ヨコハマ・インターナショナル・スクール、セント・ジョセフ・カレッジ、南区にサンタ・マリア・スクールがある。

中区山手町にあるセント・ジョセフ・カレッジは、一九〇一年に男子生徒用の外国人学校として設立され、第二次大戦中に規制を受け一時箱根に移動したことはあるが、ずっと現在地で運営されている。教育制度は米国方式で行われ、米国の「西部大学及びハイスクール協会」の一員にもなっており、高校卒業後は米国の大学に入学できる資格が得られる。教員・生徒とも世界各国の人がいて、国際性に富み、どんな宗教の子どもでも受け入れているので、横浜だけでなく、県下をはじめ、東京からも生徒が来ている。この学校で三二年間教師をしているガーバー神父は、環境の良さ、日本人が礼儀正しく親切であることをあげ、行政に対しては県・市ともトップに立つ人が、横浜を良くしようと努力してきていることに感銘しているとつけ加えた。

〈朝鮮〉は、神奈川区に横浜朝鮮初級学校、神奈川朝鮮中高級学校、鶴見区に鶴見朝鮮初級学校がある。この学校は戦後設立されたものだが、学校閉鎖令により

公立学校の分校にさせられたりした苦難の歴史をたどり、一五年前に各種学校として認可された。民族教育を中心として祖国の担い手をつくることを目的としている。日本に永く居住する場合も、民族自主意識を育てることを大切に、当面の目標を、自分のできる範囲で祖国統一につくすことにおいている。高校までは、全員進学を基本にし、それ以後は各々別れていく。民族の特性は言葉に表われるので、教育は朝鮮語を主体にしており、生活上不自由ないように日本語も勉強している。横浜朝鮮初級学校の朴校長は、

「横浜国際ちびっ子スポーツ大会」や、「横浜国際子供音楽祭」などの経験から今まで朝鮮人を特殊な人間とみていた日本の小学生の見方が変わってきたことをあげ、横浜は国際都市なのだから、昨年度市教委が実施した絵の展覧会など、市内の子どもたちとの交流を望んでいた。また市に外国人用の窓口を設けてほしいともつけ加えた。

〈中国〉は中区に二つある。山手にある横浜山手中華学校には、幼稚園から高校まで各学年一組ずつある。大きな特徴としては、全国にあるどの中華学校とも違い、教科書はすべてこの学校で編集したものを使用し、すべて日本の社会に合うように、自主独立で教育することをモットーとしていることだ。民族教育とい

ながらも、日本に住み続けることを大前提としているので、中学部では日本の中学校の九科目を取り入れた教育をしている。しかし、外国人学校卒業生は、日本の小・中学校卒業資格を得られず公立高校進学が難しいのだが、神奈川県・横浜市との友好関係がよく、県内ではア・テストを受ければ公立高校受験資格が得られるので、東京や他県から来る人もいる。馬校長は、学校が狭いこともあり、市の施設や設備を使えるようにしてほしいこと、税金を払って義務をきちんと果たしているのだから、各種学校に属する幼稚園児の親にも、私立幼稚園児の親に出ているのと同じ様に、就園奨励補助金を出してほしいと訴えていた。

山下町にある横浜中華学院は、一八九七年に当時日本に来ていた孫文により設立された学校で、現在は保育園から高中部まである。高中部卒業後、受験資格を認めているのは、国公立では横浜市大しかなく、私大でも入学資格を認めている大学は限定されている。教科書はすべて台湾から送られてきていて、中国語といっても簡体字は用いられていない。張校長は、市が公平にしてくれるのは有難いとしながらも、市もっと自然なつき合いをしたいと望んでいた。

以上の外国人学校のうち、欧米系には以前から、朝鮮系には一昨年から県の補

助金がでていいる。中国系二校については現在保留にされている。

④公立学校に通う外国人

市立小・中・高等学校には約千人の外国人児童・生徒が学んでいる。市立学校へ入学を希望する外国人は、区役所の戸籍課に行き手続きをすればよい。この場合韓国人は、「法的地位協定」第四条に基づき「外国人就学願」を出せば入学できる。この法的地位協定は、日本が外国人教育について外国と結んでいる唯一の協定であり、朝鮮人もこれに準ずる扱いになっていて、希望すれば入学できる。

その他の国の人は、「外国人就学許可願」を学校長の副申をつけて区長あてに出し、日本語が話せない場合を除いて許可されているようだ。

市立学校に通う外国人の教育について市教委は、先頃在日外国人子弟の人権尊重を柱とする指導方針を打ち出した。これは在日韓国人団体や市立小学校教師などの質問に答える形で出発したものであるが、公立学校に通う外国人子弟の大部分が韓国・朝鮮人という現状があり、学校に通う日本人の子どもたちがもっている民族差別をなくすことを目指している。二月初めには校長研修会を開くなど積極的な姿勢を示している。日本人のなかに、欧米人は外国人とみるが、韓国・朝鮮人は外国人とはみない体質があるこ

とや、韓国・朝鮮人自身が本名を名乗らず、また名乗れず日本名をつかっている例があるなど、問題が山積みしていることもあり、具体的に動き出すこれからの注目したい。

⑤奨学金と教員採用

以上の他に教育の面でふれておかないればならない点が二つある。第一に、昭和二十八年制定の「横浜市奨学条例」のことだ。本市の奨学金は国籍を問わず、市内に居住している市民の子弟であれば外国人にも貸与され、実績も既にある。第二に、市教委の教員採用試験の受験資格にも国籍条項がないことだ。県教委の受験資格と同じになっている。横浜と同様に外国籍で公立学校の教員採用が行われているのは、大阪府、大阪市、それに三重県などである。

⑥その他

①住宅

住宅問題は日本人にとっても大問題だが、外国人にはその上に国籍問題が絡んでいる。本市の市営住宅は、今では誰でも入居資格があるが、問題となっているのは、住宅公団と供給公社の住宅であり、いずれも日本国籍に限られていた。しかし建設省は、永年要望が強く、昨年「国際人権規約」が批准されたこともあり、四月一日から在日外国人にも門戸を開放

することを決めた。二月八日付通達によると、住宅公団、供給公社の分譲住宅については、「出入国管理令」「法律一六号」「法的地位協定」に基づく永住者に限って、また賃貸住宅については、永住権がない人にも申込資格を認めるとしている。これにより、今まで入居ができなかったことの根拠とされていた「住宅金融公庫法」第一条の「国民大衆」の中に、外国人も含まれることになった。

②金融

商売をしたり店を改築したり、あるいは家をたてる必要になるのが資金である。本市の中小企業融資制度は、資格条件として「市内に事業所・営業所を有し、原則として一年以上事業を営む中小企業者」「市民税を完納しているもの」とあり、外国人への融資実績もある。

市中銀行では、外国人だからという点でとくに差別する条項はないが、在日年数や担保、更に保証人などについて厳しく判断しているのが実情のようだ。ただし中華街では、銀行側から取引を望んで働きかけがあるとの話を聞いた。

政府系公庫のうち、国民金融公庫が日本人に限られていたが、四月一日より在日外国人にも適用されることになった。

③福祉

本市が他都市よりも比較的早く実施したのが国民健康保険で、これは昭和四十

表一 3 福祉関連主要事業における外国人適用の有無（昭和54年度）

事業名	対象者	外国人適用の有無	所得制限の有無
在宅心身障害者手当	市内の在宅重度中度心身障害者	有	なし
児童手当(国)	18歳未満の児童が3人以上ある世帯で義務教育終了前の第3子以降の児童	無	扶養家族4人
特別児童手当(市)	外国人家庭, 母子家庭, 生活保護家庭で上記の要件を満たすもの	有	総所得 326万6千円
児童扶養手当(国)	父と生計を同じくしていない児童を監護養育する者	無	3人世帯の場合 本人 290万6千円 扶養義務者 640万8千円
特別児童扶養手当(国)	重度・中度の心身障害児を監護養育する者	無	
家庭奉仕員派遣	日常生活に支障をきたしている低所得の老人及び心身障害者	有	なし
介護人派遣	一時的な疾病等により日常生活に支障がある老人及び心身障害者	有	(低所得者)
福祉手当(国)	日常生活において常時介護を要する重度心身障害者(身障手帳1級及び2級の一部)	有	本人1人扶養 2,084千円 扶養義務者(5人扶養) 8,760千円
重度障害者医療(市)	重度の心身障害者	有	なし
老人医療			
国	市内居住の70才以上の老人及び65才以上の国民年金別表1・2級に該当するねたきり老人等	有	本人の収入(2人世帯) 208万円 扶養義務者(6人世帯) 876万円
市	同上	有	本人 500万円 扶養義務者なし
無料乗車券発行			
(市営交通)	失業対策事業敬老者身障者生保世帯等	有	なし
(民営バス)	70才以上の老人	有	なし
敬老金品贈与(市)	75才以上の老人	有	なし
長寿手帳交付(市)	65才以上の老人	有	なし
ひとり暮らし老人慰問金(市)	65才以上のひとり暮らし老人	有	なし
ねたきり老人家庭見舞金(県)	65才以上のねたきり老人世帯	有	なし
国民年金			
(拠出年金)		有	(米人のみ)
(福祉年金)	老齢(70才以上)障害(1,2級)母子(準母子)	無	老齢, 障害, 母子あり
母子福祉資金貸付	20才未満の児童を扶養している配偶者のいない女子	有	なし
寡婦福祉資金貸付	母子福祉法の対象外の40才以上の寡婦	有	20才未満の児童を扶養していない場合 286万
身体障害者手帳交付	身体障害者	有	なし
更生資金貸付	具体的な事業計画を有する身障者	有	なし
国民健康保険		有	なし

七年度から外国人にも適用されている。その他に、国の制度では不適用だが本市で実施しているものに、児童手当に対する特別児童手当などがあり、本市事業では日本人と外国人による違いはあまり見られず、現在国の制度が問題になっている。指定都市民生局長会は、昨年六月「児童手当等の在日外国人への適用について」厚生省に要望書を提出し、この中で国民年金も取り上げている。なお国民年金は、「日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約」により米国人にのみ適用されている(表13)。

⑤公務員採用

外国人にとって就職は切実な問題だ。多くの企業では雇ってくれない、親や親類が行っている事業や商売などで働いたり、好意的経営者のいる会社などで働いているようだ。

電々公社、国鉄、専売公社には外国人も入れるが、自治体ではどうだろうか。

国家公務員は人事院規則で外国人の受験はできない。しかし地方公務員法には全く国籍条項がないにもかかわらず、多くの自治体では門戸を閉ざしている。このことが逆に民間企業での就職差別の口実にもなっているようだ。

本市の場合は、労務職、医師、看護婦や保母には門戸が開かれているが、一般事務職、一般技術職は受験できない。こ

れは、昭和四十八年に自治省が大阪府の「公権力の行使、または地方公共団体の意思の形成への参画にたずさわる職につくことが将来予想される職員(本市においては一般事務職員、一般技術職員等)の採用試験において、日本の国籍を有しない者にも一般的に受験資格を認めることとの適否かどうか」との照会に対し「適当でない」と回答していることが論拠になっている。他都市では、大阪府の岸和田市、八尾市、兵庫県では尼崎市、川西市、伊丹市などで全職種の受験資格から国籍条項を撤廃している。

三——外国人にとって住みよい街

以上、横浜に住む外国人と行政とのかわりを中心に、日常生活の一部を概観してみた。もちろんこれ以外にも、都市構造、都市施設、近隣社会、言葉、医療をはじめ、日本人の意識など多くの問題があるが、ここではふれなかった。

今回、外国人にも会い、日本人で国際交流の仕事をしている人たちに会い、外国人にとって住みよい街とは何かを考えてみた。それは同時に本特集のテーマ「横浜の国際性」を考えることでもあった。多くの人が言っていたことは、税金を日本人と同等に払い義務を果たしている外国人に、それのみあう権利は保障す

べきだ、ということだった。すべて日本人と同じにせよ、と言っているわけではない。差別ではなく区別は必要だ、ということもよく聞かれた。国の方針により身動きの取れない面もあるが、自治体が進められるものもたくさんある。市民が活動しているところもかなり出てきている。実際に問題を抱えている人たちの話に耳を傾けていく必要もあるだろう。

欧米人もアジア人も、すべての外国人が、市民と同じ様に暮らしていけることが、国際性を高め、外国人にとっても住みよい街になっていく必要条件ではないのだろうか。

なおつけ加えるならば、選挙権については議論のあるところですが、スウェーデンでは地方選挙に限り、三年以上在留する人に選挙権を与えている。

四——横浜に住む外国人に聞く

横浜に住んでいる外国人に直接会って話を聞いてみた。皆さんとても熱心に話をしてくださった。短い人で一時間、長い人で四時間にわたり話を聞かせていただいた。ここにまとめたものは、ほんの一部になってしまったが、生活紹介及び意見として参考になれば幸いです。

質問内容は主に次のようなことであった。

- 1 いつからなぜ横浜にお住まいですか
- 2 仕事上、外国人であるということによる影響がありますか
- 3 日常生活で横浜にどんなイメージをお持ちですか
- 4 市役所、区役所等に対する注文は
- 5 日本人の外国人に対する意識をどのようにお考えですか

M・A・アルテンバイ トルコ 中区

二、三才の時、両親といっしょに東京へ来て以来、五〇年以上日本に住んでいるので、国籍以外は日本人と変わりはない。横浜にも若い頃から暮らしており、現在中区で診療所を開いている。

日常生活では永く住んでいるせいか、特に不自由は感じない。戦後暫くの間は買物をする際、外国人に対する値段が違っていてふっかけられたこともあったが今はない。日本に来て間もない人に聞くと、道路に英語の標識がないので苦労しているという。特に高速道路では全く困ってしまうようだ。

横浜では「ガイジン」を振り向く人は少ない。この「ガイジン」という見方も日本人の好奇心の表われだとわかってしまえばどうということはない。

私は町内会の人たちとも仲良くしているし、医者だということでよく呼ばれたり

する。外国人差別は感じられない。

役所へは区役所の外人登録しか行かないが、早いサービスもいい。

銀行の融資は外人には厳しい。私は医者なので借りられたのかも知れないが弟は借りられなかった。ただし私の場合日本人の保証人をたててはいるが。また私と弟では銀行も違ってはいたのだが。

横浜が国際性を高めるには、二つのことが大事だと思う。まず英語を話せる人を養成すること。それも、専門に強く、また英語にも強い人を増やしていくことが必要だ。それからもうひとつある。それは、横浜に住んでいる外国人にも、市民と同等に権利を与えることだ。外国人は税金を取られないとか、安いのではないと思っている人がいるが、とんでもない。税金は日本人と同じに取られているのだから。

金 尚龍

韓国 港北区

昭和十四年、募集という形で日本に来た。その頃は志願兵になるか募集に応ずるかの選択しかなかった。九州の炭坑で働いたりして横浜へ来たのは、昭和三十一年だった。資本がかからないので看板専門の塗装業をしている。韓国名で仕事をしていた別に難しいことはない。堂々と商売をしている。

仕事上感じることは、法律上差別されていなくても、実際の問題としてはかなり差別されることだ。四〇年も日本に住んで仕事もし税金も納めているのに、銀行へ行くと帰化を奨められる。帰化すれば貸すという。外人には出来ない仕事も出来るという。

教育は民族教育が望ましいのは当然だが、資金的な面が大変だ。学校を運営していくには金がかかるが、これを韓国人が働いて自分たちで支えていかなければならない。日本の学校へ通わないのだから、それだけ役所は経費がかからなくて済むはずだ。しかし、税務署は民族教育にかかる費用を必要経費とは認めてくれないで、かえって余裕があるから金を出せるのだろうかと言う。

とにかく、私たち外国人が当然与えられるべき権利については、与えるべきだと思われ、行政差別のないものがあるのだったら、もっとPRしてほしい。

でも在日韓国人の問題は、本国政府と私たちの意識が違うこともあるが、中心は朝鮮半島が分断されているところからきているので、これが解決さえすれば、私たちの問題はかなり解決されるだろう。

鈴木エリザベータ ポーランド 磯子区

横浜は国際都市といえます。中心地はヨーロッパと同じ感じがあります。他の町と比べて緑が多いし、インフォメーションがきちんとしていていい。

小学校に通っている子どもを通して親と知り合ったが、外国のことにも関心をもっている。子どもたちも、他の都市では外人外人と見ているが、横浜ではそれほど感じません。

洋光台に来て六年になりますが、外から見ると実にはきれいな建物なのに、中に入ると狭いのがおしい。こんなにすてきな場所なのに、どうして狭い住まいにしてしまったのでしょうか。新しい町なのだから広いタイプをつくった方がいいのに。

これも町づくりの違いからきているのかもしれない。ヨーロッパでは一五、六世紀から建物の大きさ、窓の大きさなどきちんと決まっています。町の真ん中に広場があり、中心に市役所があり、ここを中心にして皆で物事を考え決めます。市役所の職員には立派な人たちがなっています。

横浜に来て役所と言えばイミグレインションと区役所の外人登録に行きますが、どちらもとても親切にしてくれます。それに町をきれいにするため努力しているのがわかります。残念なのは、休日に出かける人たちが簡単にゴミを捨てることです。タバコも多いようです。

市に注文といえば、救急車に医者が乗

ってほしいということです。病気の区別ができません。ぜひ救急車には医者を乗せて下さい。

買物の話を一つします。近所では顔をよく知っているから親切ですが、相鉄ジョイナスのブティックに行くと、外人だということで英語を話せる人と呼んでくれます。けれど私は英語を話せない外人です。

G・A・チャンドル インド 中区

二七年前に横浜港へ船で着きました。横浜にはインド商社がいくつかあります。今では私が一番古くなりました。インド商社がかつて市が土地と建物を提供して誘致したので、現在も続いています。神戸、大阪にもインド商社があります。

横浜は世界の都市の中でも気持ちのいいところです。やさしく親切ですし、食物に対する扱いがきれいです。場所を聞いて親切に教えてくれるのは日本人だけです。ヨーロッパではとてもありません。日本の中でも大阪はよくありません。それと公園、緑が多く、伊勢佐木元町、地下鉄もきれいです。今では東京に住んでいる人が横浜に移って来てます。

建物についても横浜はきれいです。色

が明るい色で統一されています。東京は黒い色のビルが多いようです。

不便なことは駐車場がないことです。山下町、中華街、外人墓地などにならないでとても不便です。

市に対して提案があります。横浜には多くの国の人たちが住んでいるのだから国際会議場と呼んで、横浜をどうするかについて話し合う会を開いてはどうか。テーマを決め、時間をキチンと決められてしまつては話せないで、フリーに話す会を年に一、二回やってはどうか。

もう一つの提案。横浜に船で来る人に横浜の地図やガイドブックを配つてはどうだろうか。Q.E.II号には二千人が乗っていて、世界中を回っている。土産もつけてあげれば、帰ってから自宅に飾つたり人にあげたりして何倍にも広がっていく。日本をまだ「フジヤマ、ゲイシャ」だと思つている人がたくさんいるので、イメージをかえるのに役立つでしょう。ぜひお願いします。

蕭 宏哲 台湾 南区

五年前、留学生として日本に来ました。父から、専門学校を卒業して大学に編入するなら外国へ行つたらどうかと言われたことと、私自身日本の経済発展に関心を持つていたので、日本への留学を決め

ました。

初めの一年半は、東京で日本語を学びました。まだ来たばかりで日本語もわからないころ、先生といっしょに下宿探しをしました。家主に、外国人だとわかると断られました。それがとてもショックでした。

三年前横浜に来ました。来た時、工場が多いなあと思ひました。今のイメージとしては、施設や公園、伊勢佐木町のすばらしさをあげます。図書館は便利でサーブもいい。下宿の大家さんとても親切にしてくれます。

日本に来ている留学生にとって大きな問題は、住まいについてです。自費留学生は大変です。下宿、アパートに入るにも理解のある大家さんでないと難しい。家に、家賃が高いのです。さらに風呂がない場合、銭湯経験のない人は銭湯に行けず困っている人が大勢います。留学生会館があれば、どんなにかいいだろう。

私の一カ月の生活費は、台湾では一族の一カ月の生活費です。それほど日本の物価は高いのです。家からの仕送りを大切に、勉強に使っています。大学の一年前期などは、授業内容もわからず他人にも聞けなかったが、会計研究部に入り、簿記の検定もとれた。関東学生経済ゼミナール経営組織論でレポーター発表もできるようになった。それに大

学のレベルもかなり高いようだし、今勉強していることは大変役に立っている。

できれば今後も横浜で勉強し、貿易もしてみたいと思うが、通産省や入管などの関係が難しいかも知れない。

高 柄現 朝鮮 中区

昭和十二年、日本へ行けば食うに困らないだろうと思つて来ました。下関で南洋漁業の船に乗つたり、横須賀で徴兵されたり、終戦時に同胞を釜山に送る舟に乗つたりしながら横浜に来ました。

前々から船の仕事をしていたので、横浜では、はしけの仕事を始めました。荷主から元請が荷を引き受け、そこから仕事をもらいはしけで運びます。このはしけは、動力船ではないから持つことができるので、船、引き船は動力船だから外国人は持ってません。そこで日本に帰化をして船を持った人がいます。山下ふ頭の埋立などに従事した私たち朝鮮人が、船を持っていないのは実に残念です。

その他の生活上のことでは住宅問題があります。住宅公園の団地に四月から入れるといいますが、本当なのだろうか。日本人と同じ条件だというが、何か必ず違うがあるのだろうか。他の事でもそうだったから。教育についていうと、学校に金がかか

る。今孫が朝鮮学校に通っているが、この金を税金で必要経費として認めてくれない。町内のつき合ひにも、ないながらきちんと金を出しているのだから、民族教育にかかる費用は、必要経費にならないのだろうか。

ところで日本人と朝鮮人が仲良くしていくためには、今までの歴史をきちんとお互いに知らなければいけないと思う。昔のことは言うなという人もいるが、それは違うと思う。中国、朝鮮、日本の文化はつながっているのだから、うまくいく。また日本は今まで、本音と建前が違う生活を続けてきて、うまくやってきたが、これからはそうはいかないのではないか。例えば何かを行う場合、必ず即答を避けることが多いように。

ハイファ・K・A・アルジャンビ イラク 磯子区

バクダット市役所の建築・道路設計士です。去年の十一月に技術研修生として横浜にやって来ました。磯子の研修センターに宿泊し、研修は市役所などで行っています。

バクダット市は古い都市で、西暦七五〇年にできました。チグリス川に面した政治、宗教、商業の中心地として栄えてきました。現在都市計画を進める時も、

イスラムの伝統を守ったスタイルを取り入れています。建物のタイプやデザインにも古いものを使っています。

都市問題としては、道路問題がありません。自動車は増えたが道路は古いままで大きな問題になっていません。住宅は問題ありません。個人住宅は、国と市が建てており、平均して一家族八人で五〇〇㎡が確保されています。

日本についてはテレビでよく見るので知っています。横浜は、「ヨコハママイヤ」という名前しか知りませんでした。来てみて大変忙しい町、きれいな町という印象です。それに国際都市です。とくに研修センターではそうです（磯子の研修センターには外国人研修生しかいません）。町に出て英語を話してもかなり通じます。外人だということで理解しようとしてくれます。

市役所のシステムは違うまいようです。ただ横浜の場合はちょっと複雑しているみたいだが、それとバクダット市は機構上、局長と職員の間には誰もいない。私は設計局にいるが、局長と職員だけで。私の仕事は建築と道路設計を兼ねており、技術者が少ないので労働時間が長くなります。市の職員は三千人、人口は三百万人。バクダット市は、国の一つの省と同じ待遇をもっています。四月に帰ります。

李 鉅海 中国 中区

日本に来て六〇年になります。横浜に来て五六年です。戦前からコックとして働いてきました。昔は中国人はひどい扱いを受けていましたが、戦後はがらりと変わって良くなりました。

横浜の街は、戦後とてもきれいになった。元町や伊勢佐木町などよくにそっだ。国際的な感じも加わった。

市役所も今では、敬老特別乗車証をくれるし、とても親切にしてくれてありがたい。ただ生活に困っている人や、家族がいない人などは、国民年金がなくて困っている人がいる。

役所へは入国管理事務所と、区役所の外国人登録ぐらいいしか行かない。どちらも対応はよい。問題は、在留資格のことだ。親は永住でも子どもは三年更新ということがある。講和条約前から日本にいる私たちは永住権があるが、その後日本で生まれた子は三年更新だ。三年で更新できない場合は本国に送還されることになる。親子ばらばらになってしまふ。この問題は政府の仕事だけれど、早くなんとかしてほしい。

今いちばん大きな問題は住宅だ。とにかく土地は高いし、土地を買って家を建てようなんてできない（この面では日本

人も同じだが）。けれどもこの四月から、住宅公団、住宅供給公社にも入れるようになるという。これで違ってくるのではないかと、良くなるだろう。

もう一つ大きな問題は就職だ。日本の教育を受けても、外国籍だと日本の会社に入れない。子どもたちの就職が限られてしまふ。これもなんとかしてほしいことだ。

ステフォン・レモンチェロ

米国 港北区

日本に来て一〇年になる。東京の新大久保、目黒などに住み、横浜は日吉に三年大倉山へ来て二年になる。この家は借りているが、家賃が高く、八万五千円もする。けれども陽当たりはいいし、静かだし、横浜へ出るにも渋谷に出るのも大変便利なところだ。

日本へ来て気がついたことをいくつかあげてみよう。まず電線だ。窓から外を見るとやたらと電線だとか電話線が眼につく。どうして地下に埋めないのか。高圧電流が流れているものを空中にぶらさげるのは危険だ。

それから自動販売機だが、省エネが叫ばれているのに、一晩中ついている。町の真中の街灯もそうだ。誰もいないのに光々と照っている。もったいない話だ。

交通関係では、このあたりの住宅地でもトラックがスピードを出したまま走っていて危険だ。米国では、学校のそばやバスストップの近くに、スピード・ポンプという盛土のようなものがあり、スピードをあげて走ってられないようにしている。日本でも実行してほしい。

禁煙についても言いたい。地下鉄のプラットホーム、レストランも禁煙を喫行すべきだ。食事をしていないのに平気でタバコを吸っている。駅の禁煙時間も無視される。注意すると「関係ない」と言われる。どうしてだろう。

横浜の街はとてもすてきだ。渋谷、新宿に比べて、山下町や中華街、それに大倉山も小さい町の感じがしてとても気持ちがいい。ただ生活していて、ちりがみ交換やゴミ収集車のスピーカーの音は騒がしい。注意しても小さくしてくれない。しかし、トウフ屋の音は感じがいい。これからも横浜に住み続けたい。

小室ガブリエル ヘルギー 戸塚区

祖父が貿易商で世界中を回っていました。中国や日本の話をしてくれたり、日本のダンスを家に置いたりしてあったので、日本に大変興味を持ちました。

ブリュッセルの日本の事務所に勤め今の主人と結婚しました。日本には二年前

からこのドリームハイツに住んでいま
す。ここはドイツのデュッセルドルフに
似てとてもよい所だけれど、戸塚、大船
藤沢や横浜の中心部へ出るのにずいぶん
時間がかかります。横浜で船を見るのを
楽しみにしていましたが、半年間も見ら
れませんでした。けれど日本は交通機関
が発達していて便利で、中心部が遠いこ
とも全体からみれば小さな問題です。

横浜は好きです。山下町や港がとても
いい。中華街、元町、伊勢佐木町などを
歩いて回るのも楽しいし、美しいところ
です。東京はビルだらけです。

娘は近くの小学校に通っています。も
ちろん父親と同じ日本国籍で、日本の学
校に行っています。PTAにも行き話もし
ます。買物なども不自由はありませんが
漢字は意味がわからずイライラします。
けれど、役所でもどこでも、皆親切にし
てくれるので困ることはありません。

横浜は、物に関しては何でも買えます。
お金と時間さえあれば何でも買えます。

昨年の夏、スウェーデンの友人が来て、
横浜駅西口の地下街に行き、余りにも店
と品物がたくさんあるのを見てびっく
り、歩けずにはころんでしまいました。

それに日本の若者は、仏人よりもずつ
とエレガントです。ブランド物を身につ
けて。ヨーロッパではブランド物はふつ
うの人は身につけていません。

日本人にとって外国人はもう珍らしく
ないようで、ふり向く人もいず、自分が
外国人だと意識せずに街を歩きます。

本白イナ

インドネシア 南区

インドネシアで結婚した日本人の主人
といっしょに、一〇年前横浜の南区へ来
ました。私の住んでいるところは、とて
もにぎやかで、交通も便利です。今では
生活も慣れたので、生活する上で不便は
感じません。

生活していて日本の家は狭いと思いま
す。インドネシアの住宅は、庭付きで広

い家が多く、郊外では広い庭で野菜や果
物などいろいろなものを作っているの
で、買物をしなくてすむくらいです。ジ
ャカルタ市内のサラリーマンでも、庭付
き一戸建の家が多いようです。値段も日
本に比べて安く、一〇年前ですが約百万
円で一軒建ちました。

ところで、私が外国人どうして話をす
るときに、いつも話題になるのが教育で
す。私には子どもが二人いて、上の子が
小学校四年になり、公立学校に通ってい
ます。しかし、公立学校に外国人はいな
いし、外国人だということ苦勞があり
ます。日本では、小さい子どもでも、外
国人を自分とは全く違う、異質なものと
いう見方をします。今では四年になり慣
れてきたようですが。

これは私の経験からいえます。私は
日本人と初めて会う時、いつも何を話し
ていいか困ってしまいます。日本人はと
ても静かで、私が聞いたことしか話して
くれず、自分の方から積極的に話してく

れません。日本は一つの言葉、一つの国
というせいなのでしょう。小さい頃か
ら外国人と接触していないからではない
でしょうか。日本人の国際性を高めるの
もこのあたりに問題があるのではないで
しょうか。

子どもはインターナショナル・スクー
ルに行けば問題がないという人がいます
が、公立学校に通わせています。

以上のインタビューにあたっては、多
くの方々の御協力をいただきました。通
訳としては、総務局市長室外事課主査村
松悦朗、経済局総務部国際交流課貿易振
興係新井成一、同国際交流係石川孝樹の
各氏にお願いしました。

また掲載は取材順とし、敬称は略させ
ていただきました。

〈都市科学研究室〉